

## 社会福祉法人米丸保育所評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米丸保育所（以下「法人」という。）定款第8条、定款第22条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。（1）評議員とは、定款第二章による者をいう。

（2）役員とは、定款第三章による理事及び監事をいう。

（3）常勤役員とは、理事会によって主に法人の事務所に常時勤務するものとして選任された理事をいう。

（4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第22条に定めるところにより、評議員及び役員の報酬は無報酬とする。ただし、理事長及び常勤役員に対しては報酬を支給し金額は別表に定める年額の範囲内とし、支給時期と方法は、社会福祉法人米丸保育所職員給与規程に準じて支給する。

### (費用の弁償)

第4条 法人は、評議員及び役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、米丸保育所旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会、評議員会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

2 令和3年4月1日において理事長の職にあったものに対しては、別表の定めにかかわらず、令和3年4月分から令和4年6月分までの報酬月額は204,600円を支給する。

別表 報酬

役職	報酬月額	年間総額 (4月から翌年3月の合計)
理事長	102,000円	1,224,000円
理事長を除く常勤役員	204,000円	3,500,000円